

山口市農業用施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の振興と多様な担い手の確保を図り、さらには、農地の持つ多面的機能の継続的発揮のため、別表1に定める市長が適當と認める農業者等（以下「農業者等」という。）が行う農業用施設等の整備事業（以下「事業」という。）に要する経費について補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとところとする。

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 農業用施設等 | 農業の用に供する農道及び水路をいう。 |
| (2) 整備事業 | 営農継続のために自らが行う農業用施設等の改良や補修等の工事をいう。 |

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、農業用施設等の整備事業に要する原材料費及び建設機械リース料（いずれも消費税を除く。）であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業であること。

- | |
|---|
| (1) 中山間地域等直接支払交付金及び、多面的機能支払交付金における活動地域以外であること。 |
| (2) 本補助金以外の補助金の交付やその他の助成制度を受けない施設であること。 |
| (3) 水利権、土地その他の各種権利関係及び関連する土地改良事業や他種事業との関係が円滑に調整されていること。 |
| (4) 原則として、単年度完了の事業であること。 |
| (5) 法定外公共物の加工等を行う場合は、担当部署の承諾を得ていること。 |

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第4条 市長は毎年度予算の範囲内において、前条及び別表2に定める補助対象経費及び補助率により農業者等に対し補助金を交付する。ただし、その合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により交付される補助金の上限は、1事業当たり20万円とす

る。

(補助金の交付申請)

第5条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする農業者等は、山口市農業用施設等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受益関係者の同意書
- (2) 見積書又は補助対象経費のわかるもの
- (3) 位置図、受益図及び整備事業の内容がわかるもの
- (4) 現況写真
- (5) 水稲生産実施計画書及び営農計画書の写し又は作物販売がわかるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるとときは、補助金の交付を決定し、その旨を山口市農業用施設等整備事業補助金交付指令書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた農業者等は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第8条 農業者等は、当該事業の中止又は廃止をしようとするときは、山口市農業用施設等整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に申請し、その承認（様式第4号）を受けなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 農業者等は、当該事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日以内、又は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市農業用施設等整備事業補助金実績報告書（様

式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適當と認めるときは、交付決定の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、山口市農業用施設等整備事業補助金額確定通知書(様式第6号)により当該農業者等に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた農業者等が補助金の交付を受けようとするときは、山口市農業用施設等整備事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 農業者等は、当該事業及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならぬ。

(報告及び検査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、農業者等に対し、報告を求め、又は書類、帳簿及び事業施行の状況を検査し、若しくは監督上必要な指示をすることができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第14条 市長は、農業者等が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適当であると認められたとき。
- (4) 補助金を当該補助の目的以外の用途に使用したとき。

(維持管理)

第15条 農業者等は、本要綱に基づき実施した事業の成果に関し、継続的な維持管理に努めなければならない。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和8年1月5日から施行する。

別表1（第1条関係）

農業者等	農業用施設等の維持管理を行っている山口市内の所在地又は住所を有する者であって、経営耕地面積が30a以上又は作物の販売をしており、かつ、次の掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 (1) 農業者であること (2) 1戸以上の農業者が組織する生産組織等であること (3) その他市長が認める団体であること
------	--

別表2（第4条関係）

補助対象経費	補助率
① 原材料費	70%
② 建設機械リース料（回送費含む）	（消費税額を除く）